

(令和6年10月版)

介護サービス事業者 自主点検表

(地域密着型通所介護)

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
法人の名称	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

<< 留意事項 >>

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例、通知等に基づき作成しています。
この自主点検表を用いて**事業者自身が、**
・自らのサービスの提供体制及び運営状況 **・サービス費用の算定方法等**についての点検・評価を行う
ことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

- 【自主点検の実施時期】 ◆ 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。
- 【自主点検を行う者】 ◆ 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に複数の者で行うこととしてください。
- 【点検方法】 ◆ 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	○
一部できている	△
できていない	×
該当なし	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるものについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

- 【点検後の対応等】 ◆ 点検を行った結果、評価欄が「△」または「×」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。
- ◆ 人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかにやすらぎ対策課指導係まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。
- 【点検結果の共有】 ◆ 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。
- 【点検結果の保管】 ◆ 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 根拠法令等

介護保険事業者は、自らの責任において関係法令等を確認、遵守し運営を行わなければなりません。

「地域密着型通所介護」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、田辺市条例、通知等は以下のとおりです。

法	…	介護保険法（平成9年12月17日号外 法律第123号）
法施行規則	…	介護保険法施行規則（平成11年3月31日号外 厚生省令第36号）
基準省令	…	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(H18.3.14号外厚生労働省令第34号)
基準解釈通知	…	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
市条例	…	田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（平成25年3月29日 条例第35号）
市施行規則	…	田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日 規則第14号）
市規則	…	田辺市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成18年3月31日 規則第19号）
報酬告示	…	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生省告示第126号）
解釈通知	…	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
老企第41号	…	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載しています。

第1 基本方針

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 基本方針	1 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っているか。		基準省令第19条	
	2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。		基準省令第3条第1項	
	3 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。		基準省令第3条第2項	
	4 (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		基準省令第3条第3項	
	(2) 人権擁護推進員を任命しているか。		市施行規則第4条	・人権擁護推進員の任命に関する書類
	5 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ※指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等(「科学的介護情報システム(LIFE)」など)を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。		基準省令第3条第4項 基準解釈通知第3-1-4(1)	

第2 人員に関する基準

○ 従業者の員数		生活相談員		看護職員		介護職員・従事者		機能訓練指導員		備考	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	1単位	常勤									
		非常勤									
	2単位	常勤									
		非常勤									
	3単位	常勤									
		非常勤									

○ 常勤職員の勤務すべき時間	【 】時間/1週間 ※ 32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。				備考
----------------	---	--	--	--	----

○ 営業時間、サービス提供時間	単位	営業時間	サービス提供時間 (送迎時間除く)	利用定員	備考
	1	: ~ : (時間 分)	: ~ : (時間 分)		
	2	: ~ : (時間 分)	: ~ : (時間 分)		
	3	: ~ : (時間 分)	: ~ : (時間 分)		

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 生活相談員	1 生活相談員 提供日毎にサービス提供時間帯を通じて、生活相談員(専らサービス提供にあたる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該提供時間数で除して得た数が1以上確保されるよう配置しているか。 ※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。		基準省令 第20条第1項第1号 第20条第7項 基準解釈通知 第3-2の2(2)	・勤務実績表/タイムカード ・勤務形態一覧表 ・地域密着型通所介護記録 ・職員履歴書 ・資格証(修了証) ・雇用契約書
	次のいずれかの資格を有しているか ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・社会福祉主事 ・介護支援専門員 ・実務経験1年以上			
2 看護師又は准看護師	2 単位毎に、専らサービスの提供にあたる、看護職員(看護師又は准看護師)が1以上確保されるために必要と認められる数か。 ※ 利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員が提供時間帯に1名以上 ※ 利用定員10人以下の場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上。		基準省令 第20条第1項第2号 第20条第2項 第20条第3項	・病院等との契約関係書類(連携による配置基準緩和の場合) ・辞令 ・利用者名簿 ・雇用保険関係書類
3 介護職員	3 単位毎にサービス提供時間帯を通じて、専らサービスの提供にあたる介護職員が勤務している時間数の合計数を当該提供時間数で除して得た数に基づき、規定(※)どおり配置しているか。 ※ 利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員が1名以上 ※ 利用者が15人までは1名以上。それ以上は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。 ※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。		基準省令 第20条第1項第3号 第20条第2項 第20条第3項 第20条第4項 第20条第7項	・健康保険等関係書類 ・就業規則 等
4 機能訓練指導員	4 機能訓練指導員を1名以上配置しているか。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。		基準省令 第20条第1項第4号 第20条第6項 基準解釈通知 第3-2の2(3)	
	次のいずれかの資格を有する者であるか。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 ・准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。			

自主点検項目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
5 管理者	1 常勤・専従の管理者を置いているか。		基準省令 第21条第1項 基準解釈通知 第3-2の2(4)	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の実績表/タイムカード等
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他の職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所 () 職種名 () 勤務時間 ()			
	2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要はないものである。 ① 当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）			

第3 運営に関する基準

自主点検項目	評価項目	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)																																																
1 内容及び 手続の説明及び同意	1 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三条の二十九に規定する運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ※ 運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等、利用申込者がサービスを利用するために必要な事項が含まれていること。		基準省令 第3条の7第1項 第3条の7第2項 基準解釈通知 第3-1-4(2)	・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・内容及び手続の説明の理解にかかる利用申込者の署名文書																																																
	2 地域密着型通所介護の提供の開始に際し、次の事項について、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて署名を得ており、署名を得た日付を明らかにしているか。 <table><tr><td>①</td><td>事業者、事業所の概要(名称、住所、所在地、連絡先など)</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>管理者氏名及び従業者の勤務体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>提供するサービスの内容及その料金について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>その他費用(交通費など)について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>利用料、その他費用の請求及び支払い方法について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑦</td><td>秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑧</td><td>事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑨</td><td>緊急時の対応方法及び連絡先</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑩</td><td>高齢者の虐待防止に関する項目</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑪</td><td>身体拘束について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑫</td><td>衛生管理について</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑬</td><td>苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村、国保連など)</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑭</td><td>第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑮</td><td>サービス内容の見積もり(サービス提供内容及び利用者負担額の目安など)</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑯</td><td>事業者、事業所、利用者(場合により代理人)による説明確認欄</td><td>☐</td></tr></table>	①	事業者、事業所の概要(名称、住所、所在地、連絡先など)	☐	②	運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)	☐	③	管理者氏名及び従業者の勤務体制	☐	④	提供するサービスの内容及その料金について	☐	⑤	その他費用(交通費など)について	☐	⑥	利用料、その他費用の請求及び支払い方法について	☐	⑦	秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)について	☐	⑧	事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)	☐	⑨	緊急時の対応方法及び連絡先	☐	⑩	高齢者の虐待防止に関する項目	☐	⑪	身体拘束について	☐	⑫	衛生管理について	☐	⑬	苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村、国保連など)	☐	⑭	第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	☐	⑮	サービス内容の見積もり(サービス提供内容及び利用者負担額の目安など)	☐	⑯	事業者、事業所、利用者(場合により代理人)による説明確認欄	☐		基準省令 第3条の7第1項 基準解釈通知 第3-1-4(2)	・利用契約書等
	①	事業者、事業所の概要(名称、住所、所在地、連絡先など)	☐																																																	
②	運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)	☐																																																		
③	管理者氏名及び従業者の勤務体制	☐																																																		
④	提供するサービスの内容及その料金について	☐																																																		
⑤	その他費用(交通費など)について	☐																																																		
⑥	利用料、その他費用の請求及び支払い方法について	☐																																																		
⑦	秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)について	☐																																																		
⑧	事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)	☐																																																		
⑨	緊急時の対応方法及び連絡先	☐																																																		
⑩	高齢者の虐待防止に関する項目	☐																																																		
⑪	身体拘束について	☐																																																		
⑫	衛生管理について	☐																																																		
⑬	苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村、国保連など)	☐																																																		
⑭	第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	☐																																																		
⑮	サービス内容の見積もり(サービス提供内容及び利用者負担額の目安など)	☐																																																		
⑯	事業者、事業所、利用者(場合により代理人)による説明確認欄	☐																																																		
3 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって電磁的方法により提供することができる。		基準省令 第3条の7第2項	・依頼文書等																																																	

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
2 提供拒否の禁止	1 正当な理由なく地域密着型通所介護の提供を拒否していないか。 (正当な理由) ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合 提供拒否の事例があれば記入。		基準省令第3条の8第1項 基準解釈通知第3-1-4(3)	・利用申込受付簿 等
3 サービス提供困難時の対応	1 サービスの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。 他の居宅介護支援事業者を紹介した事例があれば記入。		基準省令第3条の9第1項 基準解釈通知第3-1-4(4)	・他事業所紹介に関する記録 等
4 受給資格等の確認	1 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 2 被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。		基準省令第3条の10第1項 基準解釈通知第3-1-4(5) 第3条の10第2項 基準解釈通知第3-1-4(5)	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録 等
5 要介護認定の申請に係る援助	1 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。		基準省令第3条の11第1項 基準解釈通知第3-1-4(6) 基準省令第3条の11第2項 基準解釈通知第3-1-4(6)	・申請援助に関する記録
6 心身の状況等の把握	1 利用者に係る居宅介護支援が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。		基準省令第23条第1項	・サービス担当者会議の記録
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	1 サービスを提供する際又はその終了の際は、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		基準省令第3条の13第1項 第3条の13第2項 基準解釈通知第3-1-4(7)	・サービス担当者会議の記録
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	1 介護保険法施行規則(以下「施行規則」という。)第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者は、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定地域密着型通所介護事業者は、同項第1号イ又はロにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。		基準省令第3条の14第1項 基準解釈通知第3-1-4(8)	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	1 基準第3条の15は、指定地域密着型通所介護は、居宅サービス計画に沿って提供されなければならないことを規定したものである。指定地域密着型通所介護は、地域密着型通所介護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、サービスの時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、基準第3条の13の趣旨を踏まえて適切な連携を図っているか。		基準省令第3条の15第1項 基準解釈通知第3-1-4(9)	・居宅サービス計画 ・地域密着型通所介護計画(利用者及び家族の同意があったことがわかるもの)

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)														
10 居宅サービス計画等の変更の援助	1 指定地域密着型通所介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定地域密着型通所介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行っているか。		基準省令第3条の16第1項 基準解釈通知第3-1-4(10)	・介護支援専門員証(写) ・居宅サービス計画書 ・重要事項説明書 ・契約書同意に関する書類等														
11 サービスの提供の記録	1 サービスの提供日及び内容、当該サービスに係る法定代理受領サービスの額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面に記載しているか。		基準省令第3条の18第1項 第3条の18第2項 基準解釈通知第3-1-4(12)	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録														
	2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 また、提供した記録をその完結の日から5年間保存しているか。		市条例第6条															
12 利用料等の受領	1 利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けているか。		基準省令第24条第1項 第24条第2項 第24条第3項 第24条第4項 第24条第5項 基準解釈通知第2-2(3)	・請求書 ・領収書														
	2 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定地域密着型通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をしているか。 <table><tr><td>イ</td><td>利用者に、当該事業が指定地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>ロ</td><td>当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>ハ</td><td>指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。</td><td>☐</td></tr></table>	イ	利用者に、当該事業が指定地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。		☐	ロ	当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。	☐	ハ	指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。	☐	第3-2の2-3(1)						
イ	利用者に、当該事業が指定地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。	☐																
ロ	当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。	☐																
ハ	指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。	☐																
	3 下記のサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 <table><tr><td>イ</td><td>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>ロ</td><td>指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>ハ</td><td>食事の提供に要する費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>ニ</td><td>おむつ代</td><td>☐</td></tr><tr><td>ホ</td><td>前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</td><td>☐</td></tr></table>	イ	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	☐	ロ	指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用	☐	ハ	食事の提供に要する費用	☐	ニ	おむつ代	☐	ホ	前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。	☐		
	イ	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	☐															
ロ	指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用	☐																
ハ	食事の提供に要する費用	☐																
ニ	おむつ代	☐																
ホ	前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。	☐																
	4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより定めているか。																	

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
	5 指定地域密着型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。			

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
13 保険給付の請求のための証明書の交付	1 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		基準省令第3条の20 基準解釈通知第3-1-4(14)	・証明書発行記録
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	1 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。		基準省令第25条第1項 第25条第2項 基準解釈通知第3-2の2-3(2)	・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
	2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。			
15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	1 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。		基準省令第26条第1項第1号 第26条第1項第2号 第26条第1項第3号 第26条第1項第4号 第26条第1項第5号 第26条第1項第6号 基準解釈通知第3-2の2-3(2)	
	2 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。			
	3 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助がされているか。			
	4 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明が行われているか。			
	5 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。			
	6 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。			
	7 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供が行われているか。			
	8 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供されているか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制が整えられているか。			

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
16 指定地域密着型通所介護の基本取扱い方針・具体的取扱い方針共通事項	指定地域密着型通所介護の基本取扱い方針及び具体的取扱い方針については、基準第25条及び第26条の定めるところによるほか、次の点に留意しているか。		基準解釈通知 第3-2の2-3 (2)	
	1 指定地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。	☐		
	2 基準第26条第4号で定める「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。	☐		
	3 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。	☐		
	4 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。	☐		
	5 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。	☐		
	イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。	☐		
	ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	☐		
6 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。	☐			

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
17 地域密着型通所介護計画の作成	1 管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。		基準省令第27条第1項 第27条第2項 第27条第3項 第27条第4項 第27条第5項	・居宅サービス計画 ・地域密着型通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・訪問看護計画書(必要な場合)
	2 地域密着型通所介護計画は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更しているか。			
	3 管理者は地域密着型通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。			
	4 管理者は地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。			
	5 従業者は提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っているか。			
	6 ① 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせているか。 ② 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。 ③ 地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 ④ 地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。また、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。 なお、交付した地域密着型通所介護計画は、市条例第6条の規定に基づき、その完結の日から5年間保存しているか。 ⑤ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 ⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者については、第3の一の4の(17)⑩を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「地域密着型通所介護計画」と読み替える。 ⑫ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めているか。	基準解釈通知第2-2-3-(3) 市条例第6条		

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																																	
18 利用者に 関する市 町村への 通知	1 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 <table><tr><td>1</td><td>正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</td><td>☐</td></tr></table> 基準第3条の26は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定地域密着型通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。	1	正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	☐	2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐		基準省令 第3条の26第1項 基準解釈通知 第3-1-4(18)																												
1	正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	☐																																			
2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐																																			
19 緊急時等 の対応	1 利用者の病状の急変、その他必要な場合に主治医への連絡を行う等必要な措置を講じているか。		基準省令 第12条第1項 基準解釈通知 第3-2-4(3)	・緊急時対応 マニュアル ・サービス提 供記録																																	
20 管理者の 責務	1 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		基準省令 第28条第1項 基準解釈通知 第2-2-3(4)	・業務日誌 等																																	
	2 管理者は、従業者に運営基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		基準省令 第28条第2項 基準解釈通知 第2-2-3(4)																																		
21 運営規程	1 運営規程には、次の事項が定められているか。 <table><tr><td>a</td><td>事業の目的及び運営の方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>従業者の職種、員数及び職務の内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>営業日及び営業時間</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>指定地域密着型通所介護の利用定員 ※ 利用定員とは、当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>通常の事業の実施地域</td><td>☐</td></tr><tr><td>g</td><td>サービス利用に当たっての留意事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>h</td><td>緊急時等における対応方法</td><td>☐</td></tr><tr><td>i</td><td>非常災害対策</td><td>☐</td></tr><tr><td>j</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>k</td><td>その他運営に関する重要事項</td><td>☐</td></tr></table>	a	事業の目的及び運営の方針	☐	b	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐	c	営業日及び営業時間	☐	d	指定地域密着型通所介護の利用定員 ※ 利用定員とは、当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。	☐	e	指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐	f	通常の事業の実施地域	☐	g	サービス利用に当たっての留意事項	☐	h	緊急時等における対応方法	☐	i	非常災害対策	☐	j	虐待の防止のための措置に関する事項	☐	k	その他運営に関する重要事項	☐		基準省令 第29条 基準解釈通知 第3-2-2-3 (5)	・運営規程
a	事業の目的及び運営の方針	☐																																			
b	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐																																			
c	営業日及び営業時間	☐																																			
d	指定地域密着型通所介護の利用定員 ※ 利用定員とは、当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。	☐																																			
e	指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐																																			
f	通常の事業の実施地域	☐																																			
g	サービス利用に当たっての留意事項	☐																																			
h	緊急時等における対応方法	☐																																			
i	非常災害対策	☐																																			
j	虐待の防止のための措置に関する事項	☐																																			
k	その他運営に関する重要事項	☐																																			

自主点検項目	評 価 事 項			評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
22 勤務体制の確保	1	指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。			基準省令第30条第1項 基準解釈通知第2-2-3(6)①	・雇用の形態(常勤・非常勤)が分かる文書
	2	原則として、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者たる地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであるか。			基準省令第30条第2項 基準解釈通知第2-2-3(6)②	・資格を有しない者の確認 ・研修計画、実施記録 ・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの)
	3	従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。			基準省令第30条第3項 基準解釈通知第2-2-3(6)③	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ・相談記録
	4	適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置(具体的には以下①及び②に示すものと)を講じているか。			基準省令第30条第4項 基準解釈通知第2-2-3(6)④	等
		事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発				
23 業務継続計画の策定等	1	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。			基準省令第3条の30の2第1項 基準解釈通知第3-2-2-3(7)①	・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録
	2	業務継続計画には「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、以下の項目について記載しているか。			基準省令第3条の30の2第1項 基準解釈通知第3-2-2-3(7)②	等
		① 感染症に係る業務継続計画				
		a 平時からの備え				
		b 初動対応				
	c 感染拡大防止体制の確立					
	② 災害に係る業務継続計画					
	d 平常時の対応					
	e 緊急時の対応					
	f 他施設及び地域との連携					
24 定員の遵守	1	利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。			基準省令第31条	・業務日誌 ・国保連への請求書控え
	25 非常災害対策	1 消防計画(これに準ずる計画含む)を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っているか。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等必要な訓練を行っているか。 2 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。			基準省令第32条第1項 第32条第2項 基準解釈通知第3-2-2-3(8)	・非常災害時対応マニュアル(対応計画) ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出

自主点検項目	評価	事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
26 衛生管理等	1	施設、食器、その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努めているか。 1 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 2 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。		基準省令第33条第1項 第33条第2項 基準解釈通知第3-2-2-3(9)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
	2	指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
		感染症の予防及びまん延の防止のための指針 2 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。			
	3	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 3 地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。			

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)															
27 掲示	1 事業所の見やすい場所に必要事項が掲示されているか。 <table><tr><td>①</td><td>運営規程の概要</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>地域密着型通所介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、地域密着型通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故発生時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>提供するサービスの第三者評価の実施状況 等</td><td>☐</td></tr></table> ※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	①	運営規程の概要	☐	②	地域密着型通所介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、地域密着型通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)	☐	③	事故発生時の対応	☐	④	苦情処理の体制	☐	⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況 等	☐		基準省令 第3条の32 基準解釈通知 第3-1-4(25)	
①	運営規程の概要	☐																	
②	地域密着型通所介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、地域密着型通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)	☐																	
③	事故発生時の対応	☐																	
④	苦情処理の体制	☐																	
⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況 等	☐																	
28 秘密保持等	1 指定地域密着型通所介護の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(誓約書を徴す、就業規則等に違約金を規定するなど)を講じているか。 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。		基準省令 第3条の33第1項 第3条の33第2項 第3条の33第3項 基準解釈通知 第3-1-4(26)	・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓約書															
29 広告	1 虚偽または誇大な広告をしていないか。		基準省令 第3条の34	・パンフレット/チラシ ・Web広告															
30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	1 居宅介護支援事業者等又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		基準省令 第3条の35 基準解釈通知 第3-1-4(27)																
31 苦情処理	1 苦情を申し出るための措置 (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、以下の措置を講じているか。 <table><tr><td>①</td><td>苦情処理の体制があるか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。</td><td>☐</td></tr></table>	①	苦情処理の体制があるか。	☐	②	苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。	☐	③	上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。	☐		基準省令 第3条の36第1項 基準解釈通知 第3-1-4(28) ①	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル 等						
①	苦情処理の体制があるか。	☐																	
②	苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。	☐																	
③	上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。	☐																	
32 苦情処理(続き)	2 事業所が苦情を受け付けた場合 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※ 記録の保存期間は、その完結の日から5年間 (2) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなっているか。 3 市町村が苦情を受け付けた場合 (1) 自ら提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しているか。 (2) 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を報告しているか。		基準省令 第3条の36第2項 基準解釈通知 第3-1-4(28) ② 市条例第6条																
			基準省令 第3条の36第5項																
			基準省令 第3条の36第3項 第3条の36第4項 基準解釈通知 第3-1-4(28) ③																

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
	(3) 国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を報告しているか。		基準省令 第3条の36第6項 基準解釈通知 第3-1-4(28) ③	

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
33 地域との連携等	1 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しているか。 次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。		基準省令 第34条第1項 基準解釈通知 第3-2-2-3(10) ① 第3-1-4(29)①	・運営推進会議の記録
	2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ※ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。 ※ 記録の保存期間は、その完結の日から5年間とする。		基準省令 第34条第2項 基準解釈通知 第3-2-2-3(10) ② 市条例第6条	
	1 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定地域密着型通所介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。	☐		
	2 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。	☐		
	3 介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定地域密着型通所介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。	☐		
	4 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。	☐		
	5 指定地域密着型通所介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。	☐		
	3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。		基準省令 第34条第3項 基準解釈通知 第3-2-2-3(10) ③	
	4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。		基準省令 第34条第4項 基準解釈通知 第3-2-2-3(10) ④ 第3-1-4(29)④	
	5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定地域密着型通所介護の提供を行っているか。		基準省令 第34条第5項 基準解釈通知 第3-2-2-3(10) ⑤ 第3-1-4(29)⑤	

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																							
34 事故発生時の対応	1 事故発生の予防等 事故が発生した場合に備え、次の対応をしているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。</td><td>☐</td></tr></table>	①	事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)	☐	②	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	☐	③	事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。	☐		基準省令第35条 基準解釈通知第3-2の2-3(11)	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの														
	①	事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)	☐																								
	②	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	☐																								
	③	事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。	☐																								
	2 事故が発生した場合 事故が発生した場合、次の対応をしているか。 ※ 参照：介護保険事業者等の事故発生時における報告取扱要領(標準例) 【和歌山県】 [きのくに介護ネット] 事故発生時の対応 (報告) https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/jiko/jiko.html <table border="1"><tr><td>①</td><td>利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。</td><td>☐</td></tr><tr><td rowspan="6">②</td><td>以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。</td><td>☐</td></tr><tr><td>a サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)</td><td>☐</td></tr><tr><td>b 食中毒及び感染症、結核等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>c 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>d 利用者による法令違反、不祥事等</td><td>☐</td></tr><tr><td>e 火災等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>f その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。</td><td>☐</td></tr></table>	①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	☐	②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。	☐	a サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)	☐	b 食中毒及び感染症、結核等の発生	☐	c 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生	☐	d 利用者による法令違反、不祥事等	☐	e 火災等の発生	☐	f その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの	☐	③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)	☐	④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。	☐		基準省令第35条第1項
①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	☐																									
②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。	☐																									
	a サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)	☐																									
	b 食中毒及び感染症、結核等の発生	☐																									
	c 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生	☐																									
	d 利用者による法令違反、不祥事等	☐																									
	e 火災等の発生	☐																									
f その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの	☐																										
③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)	☐																									
④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。	☐																									
3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。			基準省令第35条第2項 市条例第6条																								
4 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。			基準省令第35条第3項																								
5 指定地域密着型通所介護事業者は、第二十二條第四項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じているか。			基準省令第35条第4項																								

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																					
35 虐待の防止	1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 <table><tr><td>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の発生を分析し、の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</td><td>☐</td></tr></table>	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。	☐	・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	☐	・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	☐	・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	☐	・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	☐	・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	☐	・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	☐	・ 虐待の発生を分析し、の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	☐		基準省令第3条の38の2第1項第1号 基準解釈通知第3-2-2-3(12)①	・ 委員会の開催記録 ・ 虐待の発生、再発防止の指針 ・ 研修及び訓練計画、実施記録 ・ 担当者を設置したことが分かる文書等					
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。	☐																							
・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	☐																								
・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	☐																								
・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	☐																								
・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	☐																								
・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	☐																								
・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	☐																								
・ 虐待の発生を分析し、の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	☐																								
<table><tr><td>② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 成年後見制度の利用支援に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>③ 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上、及び新規採用時)に実施しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</td><td>☐</td></tr></table>	② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。	☐	・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐	・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐	・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐	・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐	・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐	・ 成年後見制度の利用支援に関する事項	☐	・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐	・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐	・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐	③ 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上、及び新規採用時)に実施しているか。	☐	④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	☐	基準省令第3条の38の2第1項第2号 第3条の38の2第1項第3号 第3条の38の2第1項第4号 基準解釈通知第3-2-2-3(12)②③④
② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。	☐																								
・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐																								
・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐																								
・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐																								
・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐																								
・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐																								
・ 成年後見制度の利用支援に関する事項	☐																								
・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐																								
・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐																								
・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐																								
③ 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上、及び新規採用時)に実施しているか。	☐																								
④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	☐																								
36 会計の区分	1 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 ※ 具体的な会計処理方法については、次の通知による。 - 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.3.28老振発第18号) - 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(H24.3.29老高発0329第1号) - 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(H12.3.10老計第8号)		基準省令第3条の39 基準解釈通知第3-1-4(32)	・ 会計関係書類																					

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																			
37 記録の整備	1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		基準省令第36条第1項	・従業者に関する諸記録 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類																			
	2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しているか。 ※ 記録の区分毎の「その完結の日」の定義の詳細については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、同項第6号の記録については、基準第34条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 <table><tr><td>①</td><td>地域密着型通所介護計画</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>提供した具体的なサービスの内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>市町村への通知に係る記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>苦情の内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑦</td><td>報告、評価、要望、助言等の記録</td><td>☐</td></tr></table> ※ なお、田辺市においては、記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間としている。	①	地域密着型通所介護計画	☐	②	提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐	③	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐	④	市町村への通知に係る記録	☐	⑤	苦情の内容等の記録	☐	⑥	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	⑦	報告、評価、要望、助言等の記録	☐	基準省令第36条第2項 基準解釈通知第3-2-2-3(13) 市条例第6条
①	地域密着型通所介護計画	☐																					
②	提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐																					
③	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐																					
④	市町村への通知に係る記録	☐																					
⑤	苦情の内容等の記録	☐																					
⑥	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐																					
⑦	報告、評価、要望、助言等の記録	☐																					
38 電磁的記録等 (参考)	1 作成、保存その他これらに類するもののうち、省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関する者並びに以下2に示すものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。		基準省令第183条第1項 基準解釈通知第5-1																				
	2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た上で、書面に代えて、以下①から⑤に示す電磁的方法によることができる。 ① 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ④ その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		基準省令第183条第2項 基準解釈通知第5-2																				

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
39 設備及び備品等	1 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 設備の基準は、次のとおりとする。		基準省令第22条第1項 基準解釈通知第3-2-2-2(1)	・ 平面図
	2 食堂及び機能訓練室 ・ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 ☐		基準省令第22条第2項 第22条第3項 基準解釈通知第3-2-2-2(2)(3)	
	相談室 ・ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ☐			
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 ☐			
	3 専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。			
4 前項ただし書の場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届出ているか。		基準省令第22条第4項 基準解釈通知第3-2-2-2(5)		
5 指定地域密着型通所介護事業者が第二十条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		基準省令第22条第5項		

第4 変更の届出等

項 目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等
1 変更、再開の届出	1 下記の内容について、変更が生じた場合、変更した日から10日以内に市に変更届出書を提出しているか。 ・ 事業所の名称及び所在地 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 登記事項証明書又は条例等(地域密着型通所介護に関する事項のみ) ・ 事業所の平面図 ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・ 運営規程 ・ 利用者・入所者等の定員 ※ 事業所の所在地、建物の構造・専用区画等、運営に大きな影響のある変更や再開については、事前に(変更日の2週間前までに)田辺市やすらぎ対策課指導係に事前協議をしてください。		法 第78条の5第1項 法施行規則 第131条の13第1項 第3号
	2 休止した当該事業を再開したときは、10日以内に市に再開届出書を提出しているか。		法 第78条の5第1項
2 廃止、休止の届出(事前)	1 当該事業を廃止または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1か月前までに、廃止・休止届出書を市に提出しているか。		法 第78条の5第2項 法施行規則 第131条の13第4項

第5 介護給付費関係

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要 (確認書類等)
1 地域密着型通所介護費の算定	以下の算定表の内容により算定を行っているか。		報酬告示 2－2 別表イ 注1 注4～5 注7～24 注26～29
	1 地域密着型通所介護費(1月につき)(単位)		
	区 分	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	
	所要時間3時間以上 4時間未満の場合	416 478 540 600 663	
	所要時間4時間以上 5時間未満の場合	436 501 566 629 695	
	所要時間5時間以上 6時間未満の場合	657 776 896 1,013 1,134	
	所要時間6時間以上 7時間未満の場合	678 801 925 1,049 1,172	
	所要時間7時間以上 8時間未満の場合	753 890 1,032 1,172 1,312	
	所要時間8時間以上 9時間未満の場合	783 925 1,072 1,220 1,365	
	2 単数処理		
	① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っているか。		
	② 金額換算の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数があるときは、端数を切り捨てているか。		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要 (確認書類等)
2 所要時間の算定	1 所要時間の算定は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で行っているか。		報酬告示 2-2 別表イ 注1 注4~5 注7~24 注26~29
	2 緊急やむを得ない場合において、併設医療機関(他の医療機関を含む。)を受診した場合は、通所サービスを中止し、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しているか。		
	3 居宅内介護	送迎時に実施した居宅内での介護(着替え、ベッド、車いすの移乗、戸締り等)に要する時間で地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含んでいる時間は1日30分以内であるか。	
		居宅サービス計画、及び地域密着型通所介護計画に位置付けられているか	
		居宅内介護を行う者は以下の資格を満たしているか 介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧ホームヘルパー1・2級研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師、機能訓練指導員、又は勤続年数が3年以上(同一法人の他事業所、病院において直接サービス提供する職員としての勤務期間を含む)の介護職員	
	4 2時間以上3時間未満のサービス提供は、心身その他の状況からやむを得ない場合のみとなっているか。この場合、4時間以上5時間未満の単位の100分の70に相当する単位数を算定しているか。		
3 延長加算の算定	1 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行った場合に、通算した時間が9時間以上となった場合に下記の単位数を所定単位数に加算しているか。 ・9時間以上10時間未満…50単位 ・10時間以上11時間未満…100単位 ・11時間以上12時間未満…150単位 ・12時間以上13時間未満…200単位 ・13時間以上14時間未満…250単位		
	2 延長サービスを提供する場合には、当該事業所の実情に応じた適当数の従業者が配置されているか。		
	3 地域密着型通所介護の利用後に宿泊サービスを実施している者又は宿泊サービスを利用した翌日に地域密着型通所介護を利用した者に延長加算を算定していないか。		

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 各種加算等自己点検シート(地域密着型通所介護費) ※令和6年度制度改正反映
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧(地域密着型通所介護費) ※令和6年度制度改正反映